

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案要綱

第一 在外投票に関する事項

一 審査に付される裁判官の告示等

1 中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日並びに審査に付される裁判官の氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号（以下「告示番号」という。）を官報で告示しなければならぬものとする。 （第五条第一項関係）

2 中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないものとする。

（第五条の二第一項関係）

二 審査人の名簿

審査には、公職選挙法に規定する選挙人名簿及び在外選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いるものとする。 （第八条関係）

三 投票用紙の調製

在外投票を行う場合における投票用紙（点字による審査の投票に用いるものを除く。以下この三において同じ。）には、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、総務大臣は、総務省令で定める様式により当該投票用紙を調製しなければならないものとする。こと。（第十四条第五項関係）

四 在外投票の方式

審査人は、在外投票を行う場合には、公職選挙法第四十九条の二第一項各号に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで（在外公館等における在外投票を行う場合（点字による審査の投票を行う場合に限る。）には、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで）、これを封筒に入れて在外公館の長に提出し、又はこれを郵便等により送付しなければならないものとする。こと。（第十六条の四関係）

五 罰則

1 在外投票の場合の罰則について、公職選挙法第二百五十五条の二の規定を準用するものとする。と。（第四十九条関係）

2 利益供与等の罪、審査の自由を妨害する罪、詐偽投票罪、投票の秘密侵害罪及びこれらに類する罪は、国外においてその罪を犯した日本国民に適用するものとする。こと。（第四十九条の二関係）

第二 洋上投票等に関する事項

一 投票送信用紙の調製

洋上投票等を行う場合における投票送信用紙には、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、指定市町村（公職選挙法第四十九条第七項又は第九項に規定する市町村をいう。二において同じ。）の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて当該投票送信用紙を調製しなければならないものとする。こと。（第十四条第四項関係）

二 洋上投票等の方式

審査人は、洋上投票等を行う場合には、公職選挙法第四十九条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第九項に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで、これを指定市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信しなければならないものとする。こと。（第十六条の三関係）

三 罰則

洋上投票等の場合の罰則について公職選挙法第二百五十五条の規定を準用する場合の読替えを定めるものとする。こと。（第四十九条関係）

第三 その他

一 審査に付される裁判官の氏名及び告示番号の周知等に係る規定の整備

1 中央選挙管理会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させなければならないものとする。こと。（第五十二条第二項関係）

2 都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させるように努めなければならないものとする。こと。（第五十二条第三項関係）

3 在外公館の長は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、在外公館等における在外投票をしようとする審査人に知らせなければならないものとする。こと。（第五十二条第四項関係）

二 開票立会人の選任に係る規定の整備

開票管理者が、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、審査における開票立会人三人を選任した場合は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人とならないものとする。こと。（第十二

九条第二項ただし書関係）

三 審査分会立会人及び審査立会人の選任要件の緩和

1 審査分会長は、審査権を有する者の中から審査分会立会人三人を選任するものとする。こと。（第二

十七条第四項関係）

2 審査長は、審査権を有する者の中から審査立会人三人を選任するものとする。 (第三十条第四項関係)

四 投票等の保存に関する事務の合理化

審査の投票等は、審査の期日から五年間 (審査無効の訴訟又は罷免無効の訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間)、保存しなければならないものとする。 (第二十四条、第二十八条第二項及び第三十条第二項関係)

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 この法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法の規定は、原則としてこの法律の施行の日以後その期日を告示される審査について適用するものとする。 (附則第二条第一項関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。